

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

販路が築けない。価格決定権がない。中小製造業者、建設業者が抱えている問題です。自社製品を開発して価格を自社で決め、販売することは中小企業の夢であり、それを実現している企業も存在します。しかし、「脱下請」は言うはたやすくても行うのは大変なことです。徹底した効率経営で「下請に徹する」方向へ進む道もあります。そのためには、整理整頓、清掃、社員教育や技術力の向上など、当たり前のことを地道に継続するしかありません。低価格でも利益を出せ、顧客に満足を与えられる下請としての戦略を立てることです。

私の書棚より

○最もよくある誤解が、競争に勝つには「最高を目指す」のが一番だということだ。組織は独自性を目指して競い合うことでこそ、卓越した業績を持続することができる。
○真の競争優位をもつ企業は、競合他社に比べて低いコストで事業を運営しているか、高い価格を課しているか、その両方だ。他社をしのぐ業績をあげる方法は、これしかない。

「マイケル・ポーターの競争戦略」
ジョアン・マグレッタ著 早川書房

税務アンテナ

□平成 25 年度税制改正大綱が閣議決定されました。

所得税では、課税所得 4,000 万円超について 45 % の税率が新たに設けられ、住宅ローン控除が適用期限が 4 年間延長され、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年末までに一般住宅を取得した場合に年間 40 万円を限度に 10 年間まで拡充されました。

相続税では、基礎控除が「3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数」に引下げられました。

贈与税では、子や孫に対する教育資金の一括贈与が一人あたり 1,500 万円まで非課税となりました。

法人税では、中小法人の交際費を年 800 万円まで全額損金算入できることになりました。

□個人事業の法人成りに当たっては、個人事業の資産は時価で引き継ぐのが原則です。このため、不動産は譲渡所得が高額になることもあり不動産取得税が課されるため賃貸にすることが多いようです。また、個人からの引継資産よりも引継負債の方が多い場合には、差額が貸付金になり利息を計上しなくてはなりません、損益も個人事業のものとは法人のものを法人設立日を基準に厳密に区分しなければなりません。設立前の経費は個人が支払っておくか、未払金として法人が引き継ぐことになります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

3 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 2 月分の源泉所得税の納付 (休日につき 11 日)
15 日	○ 所得税の確定申告・贈与税の申告書提出 ○ 23 年分所得税の更正の請求
31 日	○ 1 月決算法人の確定申告 ○ 7 月決算法人の中間申告 (予定申告)

31 日	○ 4 月、7 月、10 月決算法人の消費税中間申告 (休日につき 4 月 1 日) ○ 3 月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき 3 月 29 日)
------	---